

はじめに



本市がこれからの10年間、市民の皆様とともにまちづくりに取り組む指針となる第5次総合計画を策定してから3年が経過しました。

この間、国内では長引く景気低迷の中、未曾有の大災害となった東日本大震災が発生しましたが、住民が一丸となった災害対応や力強い復興活動の中で、人々の「絆」が強く意識されてきたところです。

一方、全国の地方自治体に目を向けますと、少子高齢社会の進展は今後も大きく進む見込みであり、地域を取り巻く環境変化への柔軟かつ迅速な対応が求められています。本市においても、さらなる市民福祉の向上や、地域の魅力を広く発信していく取り組みが必要であり、「住んでよかった」と思っていただけのような、より魅力あるまちづくりを、さらに推進してまいりたいと考えております。

こうした状況の中、第5次総合計画第1期基本計画の終了に伴い、引き続き本市がめざす将来像である『出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち 草津』の実現に向けて、第5次総合計画第2期基本計画を策定いたしました。

第2期基本計画策定にあたっては、第1期基本計画における本市の取り組みや課題を整理するとともに、市民意識調査結果の分析等を通じて、市民の皆様のお考えを市政運営に反映するため、施策体系を再構築いたしました。

また、市政の重点化の方針を明確にするため、本市の重要テーマである「草津川跡地の空間整備」、「中心市街地の活性化」、「コミュニティ活動の推進」の3つをリーディング・プロジェクト（重点方針）として位置づけ、計画期間中に重点的に取り組むこととしました。

第2期基本計画の推進にあたっては、市政運営の基本原則である市民参加と情報公開をいっそう推進しながら、幸せが実感できるまちづくりを市民の皆様とともに展開することで、草津市民であることに対する誇りや愛着である“ふるさと草津の心”が育まれるよう取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリック・コメントなどで貴重な御意見、御提言をいただきました多くの皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成25年3月

草津市長 橋 川 渉

目 次

この計画について

リーディング・プロジェクト（重点方針）	1
---------------------	---

地域経営の方針	5
---------	---

分野別の施策

「人」が 輝くまちへ	人権	8
	男女共同参画	12
	教育・青少年	16
	生涯学習・スポーツ	22
	市民文化	26
「安心」が 得られるまちへ	子ども・子育て	32
	長寿・生きがい	38
	障害福祉	42
	地域福祉	46
	健康・保険	50
	生活安心	54
「心地よさ」が 感じられるまちへ	防犯・防災	58
	うるおい・景観	66
	環境	70
	住宅・住生活	74
	上下水道	78
「活気」が あふれるまちへ	道路・交通	82
	農林水産	88
	商工観光	92
	コミュニティ・市民自治	98
	情報・交流	102

行財政マネジメント

行財政マネジメントの施策	108
資料編	113

この計画について

この計画は、草津市のまちづくりの基本となる計画です。

基本構想
平成22（2010）年度から平成32（2020）年度まで

基本計画

第1期

平成22（2010）年度から
平成24（2012）年度まで

第2期

平成25（2013）年度から
平成28（2016）年度まで

第3期

平成29（2017）年度から
平成32（2020）年度まで

【総合計画の構成と内容】

総合計画は、市政運営の最上位の計画です。「草津市の現状と課題」「基本構想」「基本計画」で構成し、以下の内容とします。

構成	内容
草津市の現状と課題 <ul style="list-style-type: none">・位置と地勢・地域の特性・人口の見通し・時代の潮流・国・県の動向・主要な課題	<ul style="list-style-type: none">●草津市が置かれている現状を整理しています。●現状や時代の潮流などを踏まえて、草津市のまちづくりの主要な課題を示しています。
基本構想 <ul style="list-style-type: none">・将来ビジョン・まちづくりの基本方向・行政の姿勢と役割 ■構想期間： 平成22（2010）年度から 平成32（2020）年度まで	<ul style="list-style-type: none">●市民と行政がともに将来に描いて共有する、これからの草津市のまちづくりの構想（ランドデザイン）です。●ここには「将来ビジョン」と「まちづくりの基本方向」「行政の姿勢と役割」を掲げています。●草津市議会における議決（平成21年（2009）年12月22日）を受けて策定しています。
第2期 基本計画 <ul style="list-style-type: none">・リーディング・プロジェクト（重点方針）・地域経営の方針・分野別の施策・行財政マネジメント ■計画期間： 平成25（2013）年度から 平成28（2016）年度まで	<ul style="list-style-type: none">●計画期間における本市まちづくりの指針となる計画です。●第1期基本計画の計画期間が平成24（2012）年度で終了したことから、引き続き総合計画に基づく市政運営を行っていくため、第1期基本計画の成果や課題を受けて第2期基本計画を策定しました。●「リーディング・プロジェクト（重点方針）」として、計画期間において特に重点的に推進していくべきテーマを示しています。●「まちづくりの基本方向」を踏まえた体系的な「施策」を示しています。●基本方針ごとに「達成目標」と「指標」を示しています。「指標」により、進捗状況の目安を把握していきます。●基本構想に示す「行政の姿勢と役割」を受け、行財政マネジメント力の向上と市民自治基盤の強化に向けて取り組む内容を「地域経営の方針」「行財政マネジメント」として示しています。

第2期基本計画について

(1) 中長期の展望のもとで進める計画

この計画は、「総合計画」の基本計画であり、基本構想期間を通じた視点を持ちます。その上で、各計画期間における施策・事業について、包括的に管理し進めていきます。第1期計画期間については3年ですが、市長の任期との整合を図るため、基準となる計画期間を4年とします。

第5次 草津市総合計画	年 度												
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
基本構想	策定 年度	構想期間											
基本計画		第1期											
				策定 年度	第2期								
								策定 年度	第3期				
総合計画の総括											総括 年度	策定 年度	

(2) 「協働」のもとで進める計画

計画の推進にあっては「協働」の視点から、市民・地域、事業者等とともに達成目標と行動の指針を踏まえて行動します。

(3) 行財政システムと連動した計画

本市におけるすべての事業は、原則的にいずれかの施策の下位に位置づけておりますが、計画期間中に新規の施策・事業を実施する必要がある場合については、適切な手順を経て計画に位置づけていきます。

(4) 「さらに草津」宣言 ロードマップとの関連

ロードマップとは、市長が市民の皆様にご公約として掲げたマニフェスト“ともに草津の未来をつくる「さらに草津」宣言”に記載された77事業を市の実行計画として位置づけ、平成24年度から平成27年度にかけて実施する各事業の工程表のことです。(※ロードマップ事業一覧については121ページをご覧ください)

基本構想に掲げる本市の将来像である「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」を市民の皆様とともにめざす上で、総合計画事業とロードマップ事業は、その目的や方向性を一にするものであることから、第2期基本計画では分野ごとに関連するロードマップ事業を掲載しています。なお、総合計画事業とロードマップ事業は、それぞれ対象とする範囲が異なっていることなどから、ロードマップ事業は関連する分野に重複して掲載しています。

(5) 実効的な評価

この計画の評価は、以下の通り運用します。

施策体系	評価の運用		
	進捗の把握	毎年度 → 庁内組織単位の評価・ 予算編成の基礎へ	次期基本計画策定年度 → 次期基本計画の基礎へ
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針ごとに設けている達成目標に向けた進捗概況と市民意識を継続的に把握します。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標に向けた進捗状況の目安として指標を把握し、公表していきます。 各基本方針の重要度・満足度に係る市民意識を把握し、公表していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間中の成果や課題、市民意識の推移等を把握し、期中評価を行います。
施策	<ul style="list-style-type: none"> 施策ごとに事業執行面での分析を行い、達成状況や課題を把握します。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての施策について、行政の内部管理に基づく評価を行い、公表していきます。 評価に基づき、改善方針を導くことを重視します。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間中の評価や環境変化等を踏まえ、施策の構成を再構築します。
事業	<ul style="list-style-type: none"> 施策評価の中で、それぞれの事業の実行性・効率性を把握します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業について、施策ごとの達成度評価の中で進捗状況を把握し、次年度予算編成に向けて見直しを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間中の見直し（スクラップ&ビルド）を踏まえ、施策体系や財務システムと連動して事業を再構築します。

第2期基本計画の計画期間終了後の平成29年度に期末評価を行い、第2期基本計画の総括を行います。



リーディング・プロジェクト (重点方針)



基本構想および第2期基本計画にもとづく草津市のまちづくりを先導、
けん引するために、第2期基本計画期間中に重点的に取り組む3つの
リーディング・プロジェクト（重点方針）を示します。

3つのリーディング・プロジェクト（重点方針）



草津川跡地の空間整備 中心市街地の活性化 コミュニティ活動の推進



1. リーディング・プロジェクト（重点方針）の位置づけ

リーディング・プロジェクト（重点方針）は、基本構想に描く将来のまちの姿「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」をめざしたまちづくりのため、第2期基本計画を展開していく中で、強く成果が望まれ、特に重点的に推進していくべきテーマを絞り込み、重点化の方針として掲げるものです。

上記の考え方に沿って、第2期基本計画期間中の草津市の取り組みにおいて特に重点化すべきテーマを、第2期基本計画の施策体系における基本方針の中から選定・分類し、3つのリーディング・プロジェクト（重点方針）としています。

2. リーディング・プロジェクト（重点方針）の展開

各リーディング・プロジェクト（重点方針）は、第2期基本計画の施策体系における基本方針の中から、その展開により総合計画の推進に幅広く好影響を及ぼすものを選択し、構成しています。取り組みにあたっては第2期基本計画期間中の重点方針としての位置づけをふまえて、計画期間中の統一テーマとして展開するものとし、予算編成方針等に一貫した方向性を持たせるものとします。

また、関連する施策・事業については、全ての施策において毎年実施する評価の中で、課題の発見とさらなる推進に向けた改善を図っていきます。

草津川跡地の空間整備

このリーディング・プロジェクト（重点方針）に含まれる基本方針

◆ 草津川跡地の空間整備

【まちづくりの基本方向】『心地よさ』が感じられるまちへ

【分野】うるおい・景観



中心市街地の活性化

このリーディング・プロジェクト（重点方針）に含まれる基本方針

◆ “まちなか” の魅力向上

【まちづくりの基本方向】『心地よさ』が感じられるまちへ

【分野】住宅・住生活

◆ 中心市街地の魅力向上

【まちづくりの基本方向】『活気』があふれるまちへ

【分野】商工観光



コミュニティ活動の推進

このリーディング・プロジェクト（重点方針）に含まれる基本方針

◆ 市民自治の確立

◆ 基礎的コミュニティの活性化

◆ 市民公益活動の促進

【まちづくりの基本方向】『活気』があふれるまちへ

【分野】コミュニティ・市民自治



草津川跡地は、宿場町や天井川の面影をとどめる歴史・文化的な環境を残しつつ、様々な都市機能をつなぎ、交流や活力を育む都市空間としての資質にも非常に恵まれており、他の都市にはない優れたまちづくり資源です。

市は、草津川跡地が持つ特性を最大限に活用し、子どもから高齢者まで様々な人々が集う場所として、自然とのふれあい・防災・交通・にぎわい創出など様々な機能を持つ公共施設の整備を行うとともに、そこを利用したい方や、活動の場としたい方たちのつながりや関係性をつくっていきます。

さらに、市は、住民・事業者・市民活動団体等が主体的に関わり合いながら、魅力的な空間を創造し、維持管理する組織をつくり、育てていく取り組みを進めていきます。

こうした取り組みを通じて、草津川跡地は市民の誇れる財産となり、草津市の都市価値を高め、魅力あるまちづくりに向けた多面的な展開へつながることから、「草津川跡地の空間整備」をリーディング・プロジェクト（重点方針）とします。

中心市街地の活性化は、来るべき人口減少社会・超高齢社会においても本市が持続可能な都市運営を図ることをめざして誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりを進めるために「市街地の整備改善」「都市福祉施設の整備」「街なか居住の推進」「商業の活性化等」「公共交通の利便増進」といった5つの政策的視点を中心に取り組みを進める総合行政施策として、中心市街地に暮らす市民だけではなく、全ての市民の将来にとって波及効果の高い取り組みです。

市は、取り組みの基本となる中心市街地活性化基本計画の作成や公共施策を展開するとともに、

中心市街地活性化協議会やまちづくり会社への支援等を行っていきませんが、中心市街地の活性化・まちづくりを実現するためには、まちづくり会社、商工会議所、まちづくり協議会や事業者、市民活動団体、民間企業、交通事業者など、多くの人に関与し、自らが主体となって行動していく必要があります。

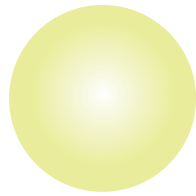
このように中心市街地活性化の取り組みは、将来の草津市を見据え、様々な分野の施策を多くの実施主体により総合的に押し進めるといった観点から、「中心市街地の活性化」をリーディング・プロジェクト（重点方針）とします。

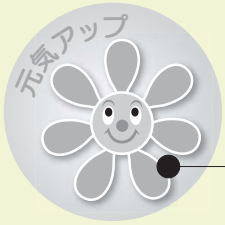
草津市はこれまで、駅前を中心に人口は増加してきましたが、少子高齢化の進展や世帯構造が変化する中において、地域活動への関心が薄い市民が増え、地域の絆が弱まってきており、また市民ニーズの多様化により市のみでは解決を図ることが困難な課題が生じています。こうした状況乗り越えて、個性豊かで活力のある地域社会を実現するためには、市民と行政がお互いの役割を補い合い、力を合わせてまちづくりに取り組むことが不可欠です。

このために市は、「自分たちの地域は自分た

ちでつくる」を目的に設立されたまちづくり協議会の活動や、町内会・自治会などの基礎的コミュニティの活動を活性化する支援を行うとともに、NPO・ボランティア団体などの市民公益活動を促進していきます。

協働のまちづくりのため、まちづくり協議会や市民公益活動団体など各主体の活動をさらに推進していくことは、第2期基本計画においても引き続き市が取り組むべき重要事項であることから、「コミュニティ活動の推進」をリーディング・プロジェクト（重点方針）とします。





地域経営の方針



基本構想および第1期基本計画の進捗等を踏まえ、これまでの協働のまちづくりの流れを引き継ぎながら、平成24年4月から施行した草津市自治体基本条例を礎とした市政を展開し、さらに一步の前進によって市民とともに力強い「地域経営」を行っていくため、その基本となる方針を以下に示します。

1. 公共公益的な活動領域の広がりへの対応

従来、公共公益的な活動・サービスは、その多くを行政が担ってきました。しかし、市民が求める公共公益的な活動・サービスが多様化し、また、専門化するなかで、行政が単独で解決することが困難となってきています。他方、従来からの各学区・地区での地域活動やNPO・ボランティアなどによる諸活動が盛んに行われてきており、これまで行政が対応しにくかった公共公益的な役割を担うことも多くなってきています。

基本構想に示す「地域経営」においては、市民ニーズの多様化・専門化により従来には求められなかった活動の領域等への対応を各行動主体が責任と役割を分担し、「協働」によって担うことを基軸とします。

(1) 行動主体の役割分担と協働

これからの公共公益的な活動を「協働」によって担う上で、各行動主体の役割を以下の通り示し、また、地域における様々な行動主体間の「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく市民ニーズへの対応を図っていきます。

(行政の役割)

- 公共公益的な活動領域の広がりを「協働」によって持続的に担っていけるよう、地域資源を生かし、市民などの行動主体の活動が効果的に展開される仕組みを充実させていきます。
- 市民や民間では対応できない公共公益的活動については、行政の責務として確実な対応を果たし、健全な行政運営に努めます。

(市民・地域の役割)

- 家族や地域のあり方の変容や日常生活圏の拡大等に伴って弱まったとされる地域の連帯を再構築し、また、テーマに対応した市民活動に積極的に参画することなどにより、これからの公共公益的な活動領域を担うための地域内活動の諸活動を高めていくことが期待されます。

(事業者・大学等の役割)

- それぞれの事業活動を通じるだけでなく、知恵・力などの資源をまちづくりに広く用いることで、企業市民、あるいは市民生活に身近な大学としての役割をさらに発揮することが期待されます。

なお、この趣旨のもと、市民と行政の協働により取りまとめた各主体の「行動の指針」を「分野別の施策」に記載しています。

(2) コミュニティ活動推進の支援

本市では、これまでから様々な団体等によるコミュニティ活動が活発に展開されています。これらのコミュニティ活動に取り組まれる各主体が「協働による地域経営」において主要な役割を担うことから、それぞれの主体における活動がさらに推進されるよう、積極的に支援していきます。

2. 「地域経営」のための行財政マネジメント

長期化する景気低迷の影響等により、歳入の根幹をなす市税収入の伸びが期待できない一方で、義務的経費※等が増大し、本市財政は硬直化が進んでいます。

こうした中で、本市が持続可能な「地域経営」を進めていくためには、規律ある財政マネジメントを行い、サービスの質を保ちつつ、将来を見越して事業量を最適化していくとともに、事業量に応じた職員数の管理を行い、職員の能力を最大限に発揮させ、組織力を向上させていくことが求められます。

また、行財政の運営にあたっては「市民参加」と「情報公開」のもとで高い透明性を確保していかなければなりません。

以上のような観点から、次のような方針のもとで行財政マネジメントを行っていきます。

※義務的経費：支出が法令などにより義務付けられている支出で、自治体が任意に削減することが困難な経費。主に社会保障関係経費や過去の借入金の返済金、職員人件費など。

(1) 健全な行財政運営

将来にわたって持続可能な財政運営をめざして、財政規律を遵守するためのガイドラインの策定や、近い将来に迎える公共施設の集中的な建て替えへの対応を視野に入れた、ファシリティマネジメント※による公共施設の最適な経営管理を進めていきます。

また、行政評価の取り組みをさらに推進するとともに、PDCAサイクルによる進捗管理や広域連携の推進を通じて、各施策・事務事業の効率化を進めていきます。

さらに、外郭団体、公共施設等の経営資源についても、集中的な見直しや機能強化によるいっそうの有効活用を図ります。

※ファシリティマネジメント：組織体が保有、使用する全ての施設・設備の有り方の最適化を目的に、総合的、長期的視野から行う計画や管理活動。地方自治体の場合は、できる限り少ない経費で、行政サービスの向上と最適な施設の経営管理を行う手法と定義される。

(2) 組織力・職員力の向上

事業を効果的に展開するための組織体制を構築するとともに、事業量に応じた職員数とするため、計画的な職員の定員管理を進めていきます。

また、職場マネジメントや部局間連携の仕組みを充実させるとともに、業務の専門化、協働の推進、地方分権の進展などの自治体を取り巻く環境変化に対応できる人材のさらなる育成を進め、組織力・職員力の向上に努めていきます。

(3) 市民参加と市民との情報共有の推進等による透明性の向上

市政運営にあたっての計画・実施・評価・改善の各段階において市民参加を促進し、市民の意見を適切に反映していきます。

また、公平・公正で透明性の確保された市政運営を行う責任を果たすため、適切な個人情報保護のもと、市政運営の各段階において決定された内容や決定に至る経過についてわかりやすく情報提供するとともに、草津市情報公開条例に基づいた情報公開等により、市民と情報共有を図っていきます。